

官民競争入札等監理委員会  
第142回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第142回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成26年9月30日（火）15:59～17:13

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

○新規起業事業場就業環境整備事業

3. 施設・研修等分科会 ヒアリング結果について

4. 平成26年度の事業選定方針及びプロセス（案）について【非公開】

5. 平成26年度基本方針別表に関するフォローアップ方針について【非公開】

6. 次期公共サービス改革報告書（3年報告書）の取りまとめについて【非公開】

7. 閉 会

○樫谷委員長 それでは、定刻となりましたので、第 142 回「官民競争入札等監理委員会」を始めたいと思います。

本日は、井上内閣府審議官に御出席いただいておりますので、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○井上内閣府審議官 ただいま御紹介にあずかりました内閣府審議官の井上でございます。

7月22日に前の三谷内閣府審議官の後任で就任をいたしました。御挨拶が大変おくれて申しわけございません。

樫谷委員長を初め、官民競争入札等監理委員会の委員の皆様方には、大変お世話になっておまして、公共サービスの改革、市場化テストの実施等に並々ならぬ御尽力を賜っておりますことを厚く御礼を申し上げたいと存じております。

年間、分科会、小委員会を含めて 100 ぐらいの会議を開いていただいておりますので、献身的な御対応を賜っておるところでございます。

今後とも、公共サービスの改革は必要だと内閣府として考えておりますので、引き続きどうぞよろしく願いをいたしたいと考えております。

大変簡単でございますけれども、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございます。

○樫谷委員長 どうもありがとうございます。

本日の議題は、議事次第のとおりでありますけれども、議題 4 から 6 につきましては、本委員会運営規則第 5 条の規定に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することとしたいと思います。

まず、実施要項（案）について御審議いただきたいと思いますが、本件につきましては、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行っていただきました。

それでは、新規起業事業場就業環境整備事業の実施要項（案）について、尾花主査から御報告をお願いしたいと思います。

○尾花委員 それでは、御説明申し上げます。

資料 1-1 をごらんください。

新規起業事業場就業環境整備事業、これは新規起業事業、新しく起業をした会社等の事業をする場所において、労働環境の整備をする事業という意味で、非常に難しい発音の事業になっておりますが、こちらは公共サービス改革基本方針別表において、平成 27 年 4 月から 29 年 3 月までの 2 年間に契約期間として民間競争入札を実施することとされております。

この事業についての実施要項（案）を入札監理小委員会において審議しましたので、その結果を御報告します。

まず、この事業の概要を御説明します。

参考資料として、お手元でございます「新規起業事業場就業環境整備事業の概要」と題する横長の書面をごらんください。

この事業は、一番上の「趣旨・目的」の項目に記載されていますが、新たに起業した事業場や異業種に進出した事業場に対して、セミナーの開催や、専門家による普及指導を行うことによって、労働者にとって適正な職場環境が形成されるように、事業者を支援することを目的としています。

新しく事業を起こした事業者には、労務管理や安全衛生管理についての基本的な知識や理解が不足していることが推測されますから、以下、御説明する支援をすることにより、事業場に長時間労働の抑制や安全衛生管理体制の確立などを図っていただくことを目的とする事業です。

事業内容の概要はこの横長の書面の真ん中に記載されているとおり、主として2つの業務で構成されています。

第1には、基本的な労務管理や安全管理の要点を事業者を理解してもらうためのセミナーを開催すること。

第2には、社会保険労務士等の専門家を新規に起業した事業場などに個別訪問させて、その事業場の実態に即した労働時間管理や労働災害防止対策について指導をさせることです。

済みません。それでは、資料1-1にお戻りください。

小委員会では、主として1から3の3つの論点について審議がされました。

論点の1と2は、先ほど御説明した2番目の業務である専門家である指導員による新規起業事業場における指導についてです。

この業務の効果の把握方法としては、指導を受けた事業者、雇い主に、その指導の直後にその場でアンケートに記入していただいて、アンケートを回収することを厚生労働省さんは考えておられたのですが、審議の結果、事業者の率直な意見を把握するためにはアンケートは厳封していただくことになりました。

アンケートの回収方法としては、後日郵送等どうですかという提案もしたのですが、回収率の点からぜひその場で回収をしたいと望まれているようなので、今回は厳封して回収していただくことになりました。

この点については、後日、パブコメにおいても、指導当日の現場でのアンケートの回収では事業者の率直な感想を集めにくいのではというコメントもいただいているところですので、厚生労働省さんにはアンケートの回収の公正性を担保していただくように実施事業者に対する指導をしていただきたいということを小委員会から再度求めたところです。

論点の2は、同じく事業場での普及指導について、確保されるサービスの質の測定方法が議論されました。

労務管理のやり方等の普及指導の結果、1年以内に事業場の環境整備が図られた割合が85%以上であることというのがサービスの質として求められているのですが、それをいかに測定するかが当初の実施要項（案）では明確に記載されておりませんでした。

そこで、1回目においては指導員が事業場を訪問し、事業場の具体的な問題点を把握し

た上、口頭または文書で指導し、2回目に再度その事業場へ訪問し、1年以内に改善が図られるか、または図られる見込みがあるかどうかを事業者からアンケートにより確認することによって、その85%の効果達成を明確に確認できるようにしてもらいました。

論点3は、落札者決定のための評価基準の点です。

本業務は、平成19年から実施されておりました、ことしで8年目の事業になっております。

いずれも公益社団法人全国労働基準関係団体連合会が落札しております。

入札方式は、最初の5年間は企画競争入札、平成24年以降の3年間は総合評価落札方式になっています。

この総合評価落札方式になった後、最初の2年間については、2者、3者と複数の応札もあったのですが、平成26年には落札者が一者応札となってしまったので、厚生労働省さんも外部の4名の有識者の意見を聞いて、競争性を確保するための実施要項の作成等に真摯に努力いただいております。

小委員会でも、この一者応札を今後もないようにという観点から、長い時間をとって既存業者さんが不当に有利になるような条項を修正すべく審議を行いました。

論点3の最初の論点についてごらんください。

「評価基準について、事務所の設置の加点が大きく、多数の拠点を既に設置している従来の受託事業者には有利とならないか」という点です。

これの評価基準は、利用者のすなわち新しく開業した事業者さんの利便性がよい事務所の設置であれば30点が加点されるという内容になっていたのですが、本業務はそもそもセミナーを開催したり、専門家を派遣したりとするもので、新しく事業を起こした利用者さんが事務所自体を訪問することが余り想定される事業ではございませんでした。

なので、利用者の利便性を考えた事務所の設置というのは、評価基準の定め方として望ましくないと考えられること。さらにその従来の受託事業者である全国労働基準関係団体連合会は、既に各都道府県に事務所を有していることから、当然に30点が加点されることになって、従来の受託事業者に不当に有利になるのではないかという懸念があるという点から審議させていただきました。

そこで、その結果、利便性については、事業者さんの利便性という発想ではなくて、専門家等指導員が効果的に活動できるという観点から、事務所の設置を評価していただき、かつ加点の幅も15点に限定していただいたところです。

次の論点は、経営状態の公開についての項目ですが、当初の実施要項（案）では社団法人を前提とするかのような経営成績、財政状態、業務状況の毎年度の公開が45点の加点項目となっておりますので、これでは株式会社等の参入の障壁になるのではないかという点から審議し、公開というところは評価基準から削除して見直していただきました。

2ページ目の4のパブリックコメントの記載ですが、この実施要項（案）についてパブリックコメントが寄せられておりますが、先ほども御説明したとおり、アンケートの方法

についての御意見があり、内容を検討の上、適宜実施要項（案）を修正しております。

以上が新規起業事業場就業環境整備事業の実施要項（案）についての審議の報告です。

御審議のほうをお願いいたします。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見・御質問がございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特によろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により「付議」されました実施要項（案）につきましては、監理委員会として「異存はない」ということとしたいと思います。

続きまして「施設・研修等分科会 ヒアリング結果」について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○金子参事官 それでは、お手元の資料2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、報告の趣旨でございますけれども、これは基本方針の別表に市場化テストの対象事業として掲載されている事業の中にも、例えば実施時期であるとか、対象の範囲であるとか、そういった実施状況については、今後の検討とされているものが幾つかございます。

それらのうち、入札の時期が迫っている2事業につきまして、実施府省から検討状況を聞き取るということで8月に施設・研修等分科会を開催いたしまして、その結果をこの場で御報告をいたしまして、次期の入札等の方針等について御了解をいただきたいということでございます。

順次、事業の内容に基づきまして、御説明をしたいと思います。

まず、最初の事業でございますけれども、経済産業省の基盤情報システムの運用管理業務でございます。これは職員が使うOA機器の運用管理を行うというものでございます。

これにつきましては、経済産業省さんのほうから、平成24年からの事業について、従来のサーバー等を調達して行うものではなくて、クラウド化をして調達することに変更したという説明がございました。その結果、複数の応札者も見られたり、経費の面でも削減が見られたという御説明でございまして、それらを踏まえまして、経済産業省さんとしては、次回の調達についても、市場化テストの対象の事業として行うのではなく、みずからの責任で調達を行って、引き続き競争条件の改善に取り組んでいきたいという申し出でございました。

それに基づきまして議論をした内容というものが【委員からの主な意見】というところに主に3つの点に分けてまとめてございます。

最初の点でございますけれども、これは競争性の向上というものがどの程度見られたかという観点でございまして、先ほど経費の削減等の効果が見られたという報告があったということを申し上げたのですけれども、それがクラウドという従来とは違うサービスに変

更したことによって経費が下がったということなのか、あるいは競争性の改善ということを取り組まれた結果経費の削減が見られたのかというのが直ちには判別できないのではないかとこの観点でございます。

2つ目の応札可能な事業者がどの程度いるかという観点でございますけれども、これは次回の調達について、既にクラウド化が行われているシステムから別のクラウドのシステムに移行するという今まで余り経験したことがないような調達を次回行うということになるわけでございますけれども、そういったことに加えて、ITの分野というのは技術革新が進んでいることであるとか、次回の調達については、経産省さんの本省のシステムだけでなく、特許庁のシステムを統合して調達をしたいというお申し出でございましたので、規模が拡大することによって、応札者が減るということも考えられるのではないかとこのことで、次回の調達において、どの程度の応札可能者がいるかという分析が十分にされていないのではないかとこの御指摘がございました。

以上の2点を踏まえて3つ目ポイントとして書いてございますけれども、そういった状況を踏まえますと、次回の調達についても、何らかの形で競争性が確保されているかということモニタリングする必要があるのではないかとこの御指摘でございます。

そういった御意見をいただきましたので、それを踏まえた方針というものが次の2ページ目のほうにございますが、今後の方針といたしましては、経済産業省さんが言われているように、次回の調達について、民間競争入札の手続によらない方法でみずからの調達というで行われることについて妨げないことにはするのだけれども、その結果について、例えば、十分な競争性等が確保されたとか、経費の削減が見られたかといったことについて、再度、監理委員会に御報告をいただいて、その結果を踏まえて次々回の入札をどうするかということを検討させていただきたいということでございます。

そういった方針につきまして、次回の基本方針の別表の改定、来年の夏に予定されているわけでございますけれども、その旨を反映させるということにしたいと考えているところでございます。

2つ目の事業に移らせていただきますが、こちらは「国際協力機構の技術協力機材の在外調達支援業務」でございます。これは何かと申しますと、JICAさんの海外の事務所がございまして、その事務所で使う機材の調達をするに当たって、入札の仕様書をつくらなければならないとか、調達をする海外のマーケットにおける商慣行等を調査したりという、調達の補助をする業務を行うというものでございます。

こちらにつきましては、JICAさんから取り組み状況について御説明がございましたのを、1枚、メインテーブルの委員の先生方には委員限りの資料としておつけしてございます。「業務内容の編成と競争性確保の経緯」と書いた資料でございます。

こちらにございますように、従来は国内で機材の仕様書等をつくる業務と海外の商慣行等を調べる業務について、一体のものとして入札を行っていたということでございまして、真ん

中の黄色い部分でございますけれども、例えば、調達をされる担当者に対する研修を行う業務といったものについて、これは外部の知恵をお借りするというよりも、これは直接 JICA さんの責任で行うのが適切な業務であろうということで、こちらについては直営に戻して行ったということでございます。

それに加えて、国内の仕様書をつくる業務と海外の商慣行を調べる業務を同じ者が行う必要というものはないということで、分けて調達をしたということございまして、その結果、それぞれ枠囲みで書いてございますけれども、複数の応札者があって、落札率も下がるという効果が見られたということございまして。

これらの取り組みを踏まえまして、JICA さんの希望としましては、次回の入札についても、民間競争入札として行うのではなく、引き続きみずからの改善努力を続けていきたいという申し出が 1 点ございました。加えて、2 つ目のポイントとしては海外の業務でございますけれども、例えば、海外の商慣行等を調べるというものを毎年改めて調べ直すという必要がない業務でございますし、その意味では、傾向としては縮小される傾向にある業務という説明でございまして、今後については、外部にアウトソーシングするのではなくて、必要に応じてみずから行うことに戻したいと、そういった申し出もございました。

こういった説明を受けまして、こういった議論を分科会で行っていただいたかというのが、先ほどの資料 2 の 2 ページ目に戻っていただきたいのですが、大きく言うと 2 点ほどございました。

1 つは、これまでの一者応札の対策というものが適切だったのかというところでございまして、例えば、経費の削減とか、そういった面では効果があったということございましてけれども、それで業務の質がどうなったかという観点であるとか、あるいは直営化を行った場合に直接経費は当然減少するということであるのだと思いますが、間接経費も含めたフルコストではどうなっているかという検証が十分に行われていないのではないかと指摘でございます。

2 つ目のポイントというのは、一部の業務について、さらに直営に戻したいという希望を言われたということにつきまして、みずからの判断でこれは直接直営でやるのが適切と判断するのではなくて、官民競争入札を行うことで、マーケットにこれを判断いただくという方法もあり得るのではないかと御指摘があったということでございます。

これを踏まえまして、方針を 3 ページ目に書いてございますけれども、この事業につきましても、JICA さんのお申し出のとおり、回りの調達についてみずから実施するというのを妨げないことにはするのですけれども、次回、みずから実施される場合には、業務フロー・コスト分析をあわせて行っていただいて、民間の事業者さんにアウトソーシングをしていたときと、直接機構さんが行われた場合と、経費の比較ができるような形にさせていただいて、その分析結果を含めて監理委員会に御報告いただいて、それに基づいて次々回の入札をどうするかということを考えたいという方針にしたいということでございます。

私からの説明は以上でございます。



○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました内容につきまして、御意見・御質問がございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは「施設・研修等分科会 ヒアリング結果」については、監理委員会として確認したこととしたいと思います。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりましたので、傍聴者の方がいらっしゃいましたら、御退席をお願いしたいと思います。

(傍聴者退席)